

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	協立土建株式会社	代表者氏名	宮西 司郎
主たる営業所の所在地	岡山市北区幸町6-9		
許可番号	岡山県知事 特-30 第1号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、 屋、夕、鋼、筋、舗、し、 板、ガ、塗、防、内、絶、 園、具、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年4月20日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に係る営業のうち、民間工事に係るもの			
（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。			
2 期間			
令和3年5月4日から同月6日までの3日間			
処分の原因となった事実	無許可営業		
協立土建株式会社は、岡山県岡山市内の建物内の電気工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額以上となる請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		